

第2章

就労・住居の確保等のための取組



更生保護施設の外観

第1節 就労の確保等

1 職業適性の把握と就労につながる知識・技能等の習得

(1) 職業適性等の把握【施策番号1※1】

(2) 就労に必要な基礎的能力等の習得に向けた指導・支援【施策番号2】

法務省は、矯正施設において、就労支援体制の充実のため2006年度（平成18年度）からキャリアコンサルティング等の専門性を有する非常勤職員である就労支援スタッフを配置している。2018年度（平成30年度）現在、刑事施設77庁、少年院45庁に配置している。就労支援スタッフは、個別面接等により就労意欲や職業適性等を把握するためのアセスメントを実施するなど、受刑者等に対するキャリアカウンセリング、ハローワークや企業との連絡調整業務等に当たっている。

刑事施設において、受刑者に対して、特別改善指導（資2-2-1参照）として、就労に必要な基本的スキルやマナーを習得させるとともに、出所後の就労に向けての取組を具体化させる就労支援指導（資2-2-2参照）を実施している。2017年度（平成29年度）の受講開始人員は3,638人であった。

少年院において、在院者に対し、職業指導（資2-2-3参照）の一環として、有為な職業人としての一般的な知識及び態度並びに職業選択能力及び職場適応能力の習得を目的とした指導をする職業生活設計指導科を設けている。職業生活設計指導科では、原則として全在院者を対象に、社会人としての基礎マナー、事務処理能力及びパソコン操作能力について108単位時間（1単位時間は50分）をかけて指導することとしている。少年院における処遇の概要については【施策番号75】資5-75-1（P85）を参照。

保護観察所において、ハローワークと連携して、保護観察対象者のうち、就労意欲や就労体験の乏しい者、就労に必要な知識・技能が身に付いていない者等に対して、刑務所出所者等総合的就労支援対策（【施策番号5】（P22）参照）におけるトライアル雇用、職場体験講習及びセミナー・事業所見学会の支援メニュー等を活用して就労支援を行っている。また、保護観察対象者である少年に対しては、必要に応じて少年鑑別所で実施しているアセスメントを活用して就労意欲や職業適性の把握に努めている。

※1 再犯防止推進計画（基礎資料の2（P154）参照）との対応状況を明らかにするために付したものの。



改善指導

改善指導には、一般改善指導と特別改善指導があります。

一般改善指導

犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培わせ、社会生活に適応するのに必要な知識や生活態度を習得させるための指導です。

特別改善指導

改善更生や円滑な社会復帰に支障を来す受刑者の個別の事情を改善するために行う指導です。以下の6種類があります。

① 薬物依存離脱指導

薬物に依存していた自己の問題を理解させた上で、再使用しないための具体的な方法を考えさせます。グループワークを中心に、薬物依存からの回復を目指す民間自助団体や医師などの協力を得て実施しています。

② 暴力団離脱指導

暴力団に加入していた自己の問題点について考えさせ、暴力団の反社会性を学ばせるとともに、離脱の具体的な方法を検討し離脱の決意を固めさせて、出所後の生活設計を立てさせます。

③ 性犯罪再犯防止指導

性犯罪につながる自己の問題性を認識させ、その改善を図るとともに、再犯しないための具体的な方法を習得させます。

事前に詳細な調査を行い、再犯のリスクや性犯罪につながる問題性の程度に応じて指導の密度や科目が指定されます。認知行動療法等の技法を取り入れ、グループワークを中心に、カウンセリングなども組み合わせて行います。平成24年の調査分析により、再犯抑止効果が実証されています。

④ 被害者の視点を取り入れた教育

被害者の命を奪ったり、重大な被害をもたらした受刑者に対して、罪の大きさや被害者・遺族の方の心情を認識させるとともに、再び罪を犯さない決意を固めさせます。被害者・遺族の方による講演や視聴覚教材を通じて、命の尊さを認識させ、具体的な謝罪方法についても考えさせます。

⑤ 交通安全指導

交通違反や事故の原因について考えさせ、遵法精神、人命尊重の精神を育てます。被害者の生命や身体に重大な影響を与える交通事故を起こした者や重大な交通違反を繰り返した者が対象です。

⑥ 就労支援指導

就労先で円滑な人間関係を保ち、職場に適応するための心構えや行動様式、職場で直面すると思われる問題解決場面への対応方法、就労に必要な基礎的知識や技能などを修得させます。

生活技能訓練(SST)や就職面接の練習を行い、就職活動やその後の就労生活に役立つ内容となっています。

出典：法務省資料による。

資 2-2-2 就労支援指導の概要



地域社会とともに
開かれた矯正へ

刑事施設における特別改善指導

就労支援指導

- 指導の目標
社会復帰後に職場で円滑な人間関係を保ち、仕事が長続きすることを目的として、職場に適應するための心構え及び行動様式を身に付けさせるとともに、職場等において直面する具体的な場面を想定した対応の仕方等、就労生活に必要な基礎的知識及び技能等を習得させる。
- 対象者
 - ・ 職業訓練を受け、釈放後の就労を予定している者 又は
 - ・ 釈放の見込日からおおむね1年以内であり、稼働能力・就労意欲を有し、公共職業安定所による就労支援を受ける意志がある者のうち、刑事施設の長が本指導をすることが必要であると認めた者
- 指導者
刑事施設の職員（法務教官、法務技官、刑務官）、民間協力者（SST指導者）等
- 指導方法
SST（ソーシャル・スキルズ・トレーニング）、講義、視聴覚教材 等
- 実施頻度等
1単元50分 全10単元 標準実施期間：5日間

カリキュラム

項目	指導内容	方法
オリエンテーション	受講の目的と意義を理解させるとともに、職業人として社会生活を営む上で必要な基礎知識（賃金・求人求職の状況等）について理解させる。	講義
これまでの就労生活と自己の問題点	これまでの就労生活を振り返らせ、自己の問題点について考えさせる。	講義、討議
就労（社会）生活に必要な基本的スキルとマナー	職業人として社会生活を営む上で必要な、基本的スキル（相手との円滑なコミュニケーションの方法等）及びマナー（あいさつ、身だしなみ、お辞儀の仕方、電話対応の仕方等）について、演習等を通じて習得させる。	講義、演習、視聴覚教材視聴、SST
問題解決場面への対応	職場において、危機的な場面に陥った場合の対処法について、SSTを通じて具体的・実践的に習得させる。	
就労に向けての取組	履歴書の書き方、面接のポイント等、出所後、就職活動をするに当たって必要な事項や手続に関する知識や技能を習得させるとともに、実際に就労生活を始めてからの心構え等について理解させる。 さらに、出所後の生活計画を立てさせ、その実現のための具体的な方法を考えさせる。	講義、演習、視聴覚教材視聴、SST、課題作成、意見発表、討議

出典：法務省資料による。

資2-2-3 少年院における職業指導の概要

少年院における職業指導

目的

在院者に対し、勤労意欲を高め、職業上有用な知識及び技能を習得させる。

内容

職業生活設計指導

有為な職業人としての一般的な知識及び態度並びに職業選択能力及び職場適応能力の習得を目的とした指導（職業生活設計指導科、サービス科等）

【職業生活設計指導科】

種目	目的	細目
社会人としての基礎マナー	社会人として働く上で必要となる知識、態度、コミュニケーション能力等の習得を図るとともに、働く意義を理解し、就労における心構え等を身に付けさせる。	就労支援ワークブック
		ビジネスマナー
		危険予知トレーニング
		キャリアカウンセリング講座
		就職活動や就労継続に必要な基礎知識講座
		就労に関する視聴覚教材の視聴
事務処理能力	職業人として身に付けておく必要のある事務処理能力を付与し、就労後に活かせるようにする。	読解力、基本的会話力
		計算力等
パソコン操作能力	基本的な操作能力を習得させる。	文書作成、表計算等

自立援助的職業指導

職業生活における自立を図るための知識及び技能の習得並びに情緒の安定を目的とした指導（伝統工芸科、手芸科、陶芸科等）



【伝統工芸科】

職業能力開発指導

就業に必要な専門的知識及び技能の習得を目的とした指導（情報処理科、介護福祉科、溶接科、土木・建築科等）



【介護福祉科】

出典：法務省資料による。

(3) 矯正施設における職業訓練等の充実【施策番号3】

法務省は、刑事施設において、刑務作業の一つとして、受刑者に職業に関する免許や資格を取得させ、又は職業上有用な知識や技能を習得させるために、職業訓練を実施している。2017年度（平成29年度）には、建設機械科、介護福祉科、溶接科、ビジネススキル科等の合計48科目の職業訓練が実施され、1万5,028人が受講した。そのうち、溶接技能者、自動車整備士、介護職員実務者研修修了証等の資格又は免許を取得した者は、延べ7,650人であった。また、2018年度（平成30年度）には、建設機械科、自動車整備科、フォークリフト運転科、ビジネススキル科の実施施設を拡大した。

職業訓練以外の新たな制度として、2018年から、刑事施設在所中に内定企業や就労を希望する業種における就労体験を通じて、イメージと実際の就労環境の乖離を解消させることで、出所後の就職先への定着を図ることを目的として職場体験制度を導入した。

また、一定の要件を備えている受刑者について、釈放後の住居又は就業先の確保等のために引受人や雇用主等を訪問するなどの必要があるときに、外出又は外泊を許すことがある。刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）の施行（2006年（平成18年）5月）から2017年末までに、外出281件、外泊24件を実施した。さらに、円滑な社会復帰を図るため必要があるときに、刑事施設の外の事業所に通勤させて作業を行わせている。2017年度末現在、12庁において15か所の外部事業所がある。

少年院において、在院者の勤労意欲を高め、職業上有用な知識及び技能を習得させるために、原則として全ての在院者に職業指導を実施している。2017年には、情報処理科、介護福祉科、溶接科、土木・建築科等の合計8種目の職業指導を実施している。2017年にコンピューターサービス技能評価試験、介護職員初任者研修、大型特殊自動車（I種）運転免許等、何らかの資格を取得した在院者は、延べ4,511人である。

保護観察所において、刑務所出所者等に対する就労支援を推進するとともに矯正施設における職業訓練の充実にも資するよう、地元経済団体・業界団体、主要企業、産業・雇用に関わる行政機関、矯正施設、更生保護関係団体等が参集する刑務所出所者等就労支援推進協議会を毎年主催し、刑務所出所者等を各産業分野の雇用に結び付けるための方策や人手不足等の産業分野に刑務所出所者等を送り出すための方策等について情報交換や協議を行っている。

(4) 資格制限等の見直し【施策番号4】

法務省は、2018年度（平成30年度）に全国約1,000社の協力雇用主等に対してアンケート調査^{※2}を実施し、同年度末をめどに結果を取りまとめることとしている。このアンケートの中には前科があることによる就業や資格の制限に関する調査項目も含まれており、アンケート結果等を参考にして、資格制限等について検討を行い、2019年度（平成31年度）中に結論を出すこととしている。

2 就職に向けた相談・支援等の充実

(1) 刑務所出所者等総合的就労支援を中心とした就労支援の充実【施策番号5】

ア 刑務所出所者等総合的就労支援対策

法務省及び厚生労働省は、2006年度（平成18年度）から、刑務所出所者等の就労の確保のため、刑務所出所者等総合的就労支援対策（資2-5-1参照）を実施している。この施策は、矯正施設在在所者に対しては、ハローワークと矯正施設が連携して、職業相談、職業紹介、事業主との採用面接及び職業講話等を実施し、本人の希望や適性等に応じて計画的に支援を行うとともに、保護観察対象者等に対しては、ハローワーク職員が保護観察官とチームを作り、本人に適した就労支援の方法を検討した上で、職業相談・職業紹介を実施している。2017年度（平成29年度）は7,794人に対して支援を実施し、3,152件の就職に結び付けた。

また、法務省は、保護観察所において、ハローワークと連携して、求職活動のノウハウ等を修得させ、就職の実現を図ることを目的とする「セミナー」、実際の職場や社員寮等を見学させることにより、就労の意欲を引き出す「事業所見学会」、実際の職場環境や業務を体験させる「職場体験講習」、保護観察対象者等を試行的に雇用した協力雇用主に対し、最長3か月間、月額4万円（最大）を支給する「トライアル雇用」等の支援メニューを実施している。2017年度は、セミナー・事業所見学会80回、職場体験講習24回、トライアル雇用165回を実施した。

※2 協力雇用主等に対するアンケート調査

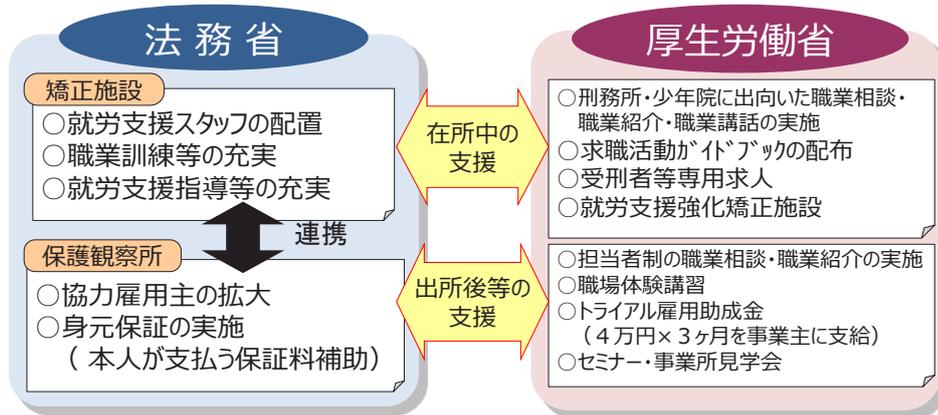
協力雇用主の実情、ニーズ等を把握し、協力雇用主に必要な支援策等を検討するために実施するもの。調査内容は、雇用経験の有無、協力雇用主に対する支援として望むもの、協力雇用主に対する各種支援制度がどの程度周知されているか、雇用に当たっての問題点（資格制限、住居確保）等多岐にわたっている。なお、一部調査については、協力雇用主だけでなく、刑務所出所者等の就労を支援する団体（都道府県就労支援事業者機構）及び更生保護施設にも実施している。

資2-5-1

刑務所出所者等総合的就労支援対策の概要

刑務所出所者等総合的就労支援対策

- 刑務所出所者等の就労支援を総合的・一元的に実施
- 法務省と厚生労働省（矯正施設・保護観察所・ハローワーク）との連携を強化



出典：法務省資料による。

イ 矯正就労支援情報センター室（コレワーク）

法務省は、2016年（平成28年）11月から、東京矯正管区及び大阪矯正管区にそれぞれ矯正就労支援情報センター室（通称「コレワーク」）。以下「コレワーク」という。資2-5-2、資2-5-3参照）を設置した。コレワークでは、受刑者等の帰住地や取得資格などの情報を一括管理し、出所者等の雇用を希望する企業の相談に応じ、企業のニーズに適合する者を収容する施設の情報を提供するなどしている。2016年11月から2018年（平成30年）8月末までの間に、事業者からの相談を1,462件受け付け、282人の内定に結び付いた。

資2-5-2

コレワークのポスター

The poster features a central image of a person walking on a path of steps, with a hand reaching out to support them. The text reads: **社会復帰へのステップを、雇用が支える。** (Steps to social reintegration, supported by employment). Below this, it says: *働くことは、立ち直りを促した入が、再びあやまちを犯さず社会に居るための大切な一歩となります。彼らの社会復帰に、雇用は大きな力となります。* (Working is a crucial step for those who have started to straighten up, so they can live in society without committing another mistake. Employment is a great force for their social reintegration.)

コレワーク

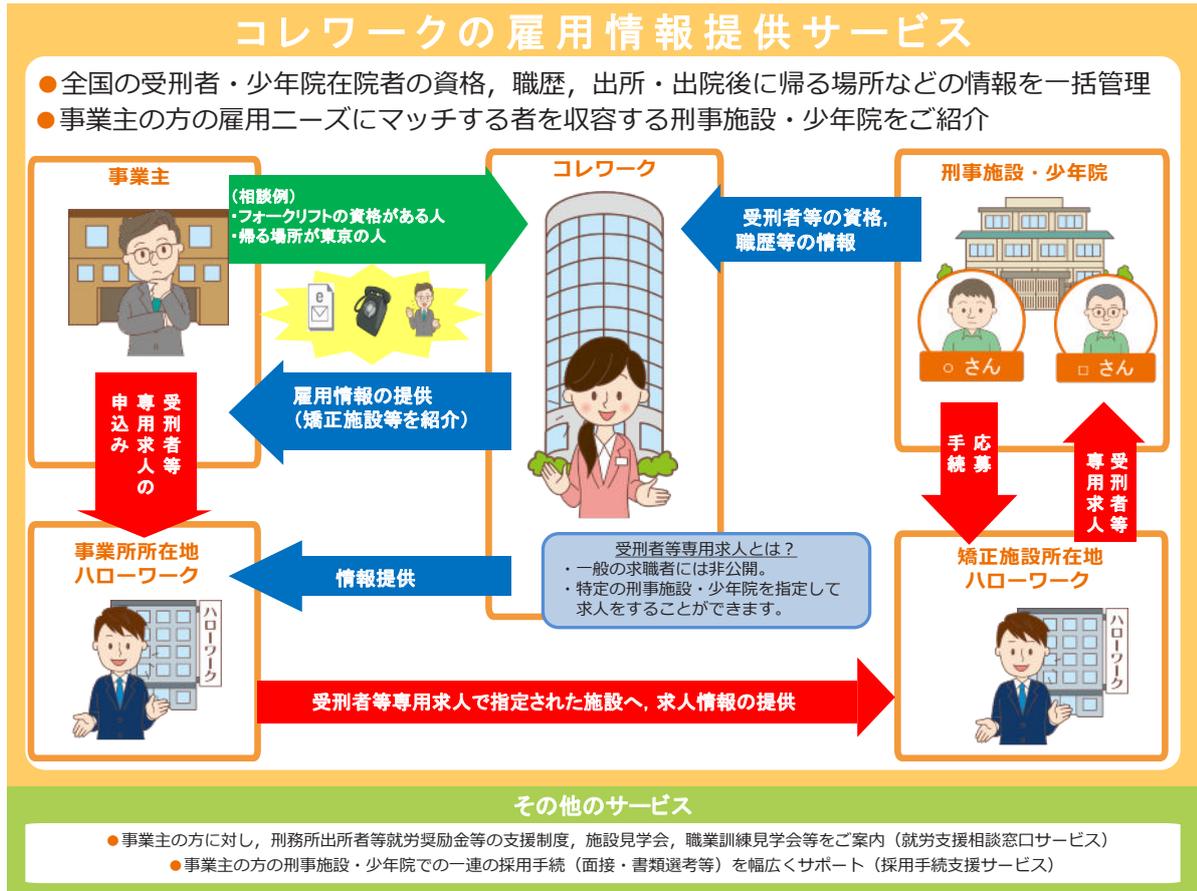
犯罪・非行からの立ち直りを目指す人達の雇用をお考えの方は、まずはコレワークまで。フリーダイヤルでお気軽にご相談いただけます。

お問い合わせはフリーダイヤルで **0120-29-5089** (受付時間 10:00～17:00 平日のみ)

ホームページ http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei08_00070.html ※コレワークは、法務省が所管する国の機関です。

出典：法務省資料による。

資2-5-3 矯正就労支援情報センター室（コレワーク）の概要



出典：法務省資料による。

ウ 更生保護就労支援事業

法務省は、保護観察所において、2011年度（平成23年度）から試行的に実施した成果を踏まえて、2014年度（平成26年度）から、更生保護就労支援事業（資2-5-4参照）を実施している。この事業は、就労支援に関するノウハウや企業ネットワーク等を有する民間の事業者が、保護観察所から委託を受けて、そのノウハウを活用して刑務所出所者等の就労支援を行うものである。具体的には、矯正施設在所中から就職まで切れ目のないきめ細かな寄り添い型の就労支援を行う「就職活動支援」及び協力雇用主の開拓、協力雇用主研修の実施等の「雇用基盤整備」の各取組を行っている。2014年度は12庁の保護観察所において実施し、2017年度は20庁、2018年度は21庁に拡充している（このうち3庁での事業は更生保護被災地域就労支援対策強化事業と位置付けられている。）。2017年度は、就職活動支援1,922件、雇用基盤整備1,468件を実施した。

更生保護就労支援事業の拡充

背景 ○厚生労働省との連携による「総合的就労支援策」は一定の成果を挙げている。 ○しかし、刑務所出所者等の就労確保は依然として極めて厳しい状況にある。 ○加えて、就労支援しても、就労を継続できないケースが多数に上る。 ⇒ 継続的かつきめ細かな就労支援が必要	更生保護就労支援モデル事業の実施(平成23年度~) 就職活動支援業務 ○平成23年度は3庁、平成24~25年度は6庁(札幌・宇都宮・東京・名古屋・大阪・福岡)をモデル庁として実施 職場定着支援業務 ○平成24年1月からは、被災地域3庁で「更生保護就労支援被災地域強化事業」を実施 定住支援業務 雇用基盤整備業務	☆ 高い就職率 (就職率 75.0%) ☆ 就労の継続 (定着率 75.2%) ☆ 雇用基盤の拡大 (389社新規開拓) (平成24年度モデル庁実績)
	上記モデル事業の実績等を踏まえ、平成26年度から実施地域を拡大して展開	

保護観察所 委託  就労支援員	更生保護就労支援事業所 ○ 就労支援についてノウハウを持つ民間団体に事業を委託 ○ 「就労支援事業所」に専門的知識や経験を有する「就労支援員」を配置 ○ 企業ネットワークを活かして協力雇用主を開拓 ※平成30年度は20庁から21庁(札幌、岩手、宮城、福島、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、静岡、岐阜、愛知、京都、大阪、兵庫、広島、岡山、香川、福岡、沖縄)に拡大			
	<table border="1"> <tr> <td> 就職活動支援業務 入所中  → 釈放後  矯正施設入所中から就職までの隙間のない就労支援 ○施設面接等による職業適性、希望等の把握 ○地域の雇用情報の収集及び提供 ○保護観察所、ハローワーク等と連携した「就労支援計画書」の策定 ○関係機関と連携した適切な就職活動支援 </td> <td> 雇用基盤整備業務  受け皿の拡大 ○企業ネットワークを活用した協力雇用主の開拓 ○協力雇用主研修の実施 ○雇用基盤整備に関する年間計画の策定・推進 </td> </tr> <tr> <td> 職場定着支援業務 (※被災地域3庁において実施) ○勤務状況や生活状況のフォローアップ ○協力雇用主への助言・支援 </td> <td> 定住支援業務 (※被災地域3庁において実施) ○適切な定住先を確保するための住まい探し等に関する相談・助言 ○収入状況等に応じた安定した生活の維持に関する相談・助言 </td> </tr> </table>	就職活動支援業務 入所中  → 釈放後  矯正施設入所中から就職までの隙間のない就労支援 ○施設面接等による職業適性、希望等の把握 ○地域の雇用情報の収集及び提供 ○保護観察所、ハローワーク等と連携した「就労支援計画書」の策定 ○関係機関と連携した適切な就職活動支援	雇用基盤整備業務  受け皿の拡大 ○企業ネットワークを活用した協力雇用主の開拓 ○協力雇用主研修の実施 ○雇用基盤整備に関する年間計画の策定・推進	職場定着支援業務 (※被災地域3庁において実施) ○勤務状況や生活状況のフォローアップ ○協力雇用主への助言・支援
就職活動支援業務 入所中  → 釈放後  矯正施設入所中から就職までの隙間のない就労支援 ○施設面接等による職業適性、希望等の把握 ○地域の雇用情報の収集及び提供 ○保護観察所、ハローワーク等と連携した「就労支援計画書」の策定 ○関係機関と連携した適切な就職活動支援	雇用基盤整備業務  受け皿の拡大 ○企業ネットワークを活用した協力雇用主の開拓 ○協力雇用主研修の実施 ○雇用基盤整備に関する年間計画の策定・推進			
職場定着支援業務 (※被災地域3庁において実施) ○勤務状況や生活状況のフォローアップ ○協力雇用主への助言・支援	定住支援業務 (※被災地域3庁において実施) ○適切な定住先を確保するための住まい探し等に関する相談・助言 ○収入状況等に応じた安定した生活の維持に関する相談・助言			

出典：法務省資料による。

エ その他

法務省は、矯正施設において、2014年2月から、刑務所出所者等の採用を希望する事業者が、矯正施設を指定した上でハローワークに求人票を提出することができる「受刑者等専用求人」の運用を開始した。

2015年度(平成27年度)からは、ハローワーク職員が「就労支援強化矯正施設」に指定された刑事施設に相談員として駐在して支援を実施する取組も開始した。この取組では、刑事施設に駐在しているハローワーク職員が、受刑者に対して複数回にわたる職業相談・職業紹介等を実施するとともに、本人の帰住予定地に所在するハローワークとも連携するなどして、早期の段階から濃密な支援を実施している。2018年度は刑事施設28庁に駐在している。

また、2018年度からは、ハローワークと連携して、矯正施設に刑務所出所者等の雇用を希望する事業者を招き、企業情報の提供や合同での採用面接等を行う「就労支援説明会」を開催し、事業者と就職を希望する受刑者とのマッチングの促進に努めている。

さらに、法務省及び国土交通省は、刑務所出所者等を対象とした船員の求人情報の共有等の就労支援を実施している。

(2) 非行少年に対する就労支援【施策番号6】

警察は、非行少年を生まない社会づくり（【施策番号60】資4-60-1（P70）参照）の一環として、問題を抱え非行に走る可能性がある少年に積極的に連絡し、地域の人々と連携した多様な活動機会の提供や居場所づくりのための取組等によってその立ち直りを図る「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動」を推進している。

そうした取組の一環として、少年サポートセンター^{※3}が主体となって、就労を希望する少年に対し、就職や就労継続に向けた支援を行っている（写真2-6-1参照）。

写真2-6-1 就労支援の様子



写真提供：警察庁

3 新たな協力雇用主の開拓・確保**(1) 企業等に対する働き掛けの強化【施策番号7】**

法務省は、コレワーク（【施策番号5イ】（P23）参照）において、企業等に対し刑務所出所者等の雇用に関する働き掛けを積極的に実施している。2016年（平成28年）11月から2018年（平成30年）7月末までの間に、各種業界団体や事業主等に対し、コレワークのパンフレットの配布など821件の広報活動を実施した。2018年度はコレワークが主催する就労支援セミナーを開催し、事業主等に刑務所出所者等の雇用に関する情報を積極的に発信している。

保護観察所において、各都道府県の就労支援事業者機構（コラム1（P37）参照）や更生保護関係者、矯正施設、労働局、ハローワーク、地方公共団体、商工会議所等経済・産業団体その他関係機関・団体等と連携して、新たな協力雇用主の開拓・確保に努めている。特に、更生保護就労支援事業（【施策番号5ウ】（P24）参照）を実施している21庁の保護観察所においては、民間の就労支援事業所に協力雇用主の開拓業務を委託し、同事業所が持つ企業等ネットワークを活用しながら、協力雇用主募集のパンフレット（資2-7-1参照）の配布、事業所への個別訪問、説明会の開催などを通じて協力雇用主に係る広報活動を積極的に行い、多くの企業等に保護観察対象者等の雇用について理解と協力を求めている。

さらに、法務省及び厚生労働省は、刑務所出所者等の就労支援に係る各種制度を紹介するパンフレットを作成し、刑務所出所者等を雇用しようとする企業に配布して更なる理解促進に努めている。

これらの取組により、2014年（平成26年）4月現在、1万2,603社であった協力雇用主の数は、2018年4月現在、2万704社に増加している（【指標番号6】（P132）参照）。

※3 少年サポートセンター
都道府県警察に設置され、少年補導職員を中心に非行防止に向けた取組を行っている。

資2-7-1 協力雇用主募集のパフレット



犯罪や非行をした人を雇用し、立ち直りを助ける「協力雇用主」を募集しています。



法務省 厚生労働省

協力雇用主とは…?

犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主の方々です。

再犯防止を支える協力雇用主

犯罪や非行をした人(刑務所出所者等)は、再び地域に帰ってきます。

これらの人たちが再犯や再非行に至らないためには、仕事に就き、職場に定着して、責任ある社会生活を送ることが重要です。

一方、保護観察終了者のうち無職者の再犯率は有職者の約3倍で、刑務所再入所者の約7割は再犯時に無職です。刑務所出所者等への就労支援を効果的に実施し、再犯や再非行を防止するためには、協力雇用主の方々の存在が不可欠です。

無職者と有職者では、再犯率が大きく異なります

「約3倍」

無職者 24.8% 有職者 7.8%

(平成25年～29年(再犯率)、保護観察年度による)

再犯して刑務所に戻った人の多くが、仕事をしていませんでした

有職者 27.2% 無職者 72.8%

(平成28年、矯正施設年度による)

協力雇用主の現状

現在、全国に約20,000の協力雇用主がいちやいちやりますが、実際に刑務所出所者等を雇用して下さっている事業主は、そのうち約900にとどまっています。

また、建設業、サービス業、製造業が全体の8割を占めるとともに、従業員規模100人未満の事業主が全体の7割を占めています。

刑務所出所者等の円滑な社会復帰・職場定着のためには、事業主の方々との適切なマッチングが重要です。そのため、幅広い業種の事業主の方々に登録をいただきたいと考えています。

協力雇用主への登録は、年々増えています!

様々な業種の事業主の登録をお願いします!

(平成20年4月1日現在、法務省保護観察局による)

地域に密着した多くの事業主の方々のご理解とご協力を!是非、協力雇用主としてご登録ください!

協力雇用主の意義は分かっけど、実際に雇うことには、やっぱり不安があるなあ…

そんな協力雇用主の方々の不安を軽減するために、国の支援制度があります!

刑務所出所者等就労奨励金制度
 (国・都道府県、市区町村が対象) 対象 1年間の継続雇用による
就労・職場定着奨励金 最大48万円
就労継続奨励金 最大24万円
身元保証制度 最大200万円

トライアル雇用制度 最大12万円
職場体験講習 最大2万4,000円
事業所見学会

公共調達における雇用実績の評価
http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo02_00045.html

実際の雇用に当たっては、保護観察所が全面的にバックアップします。

協力雇用主という社会貢献、やってみませんか。

登録のお申込み・お問合せは、最寄りの保護観察所へ

庁 名	郵便番号	住 所	電話番号
札幌 保護観察所	050-0042	北海道札幌市中央区南11丁目	011-061-0225
旭川 保護観察所	090-0000	北海道旭川市南15丁目	0154-23-0431
釧路 保護観察所	095-0901	北海道釧路市花咲町4丁目(旧)法務総合庁舎	0156-31-2976
帯広 保護観察所	085-8535	北海道帯広市南町10-3	0154-23-3200
青森 保護観察所	030-0881	青森県青森市南1-2-25	0172-27-4118
秋田 保護観察所	020-0023	岩手県盛岡市内丸2-20	019-204-3395
山形 保護観察所	980-0812	宮城県仙台市青葉区中央1-3-1	022-921-1451
福島 保護観察所	980-0000	福島県福島市南2-1-1	0249-262-3003
茨城 保護観察所	990-0046	山形県山形市大町1-302	023-631-2277
群馬 保護観察所	990-0017	福島県福島市南3-1-1	024-334-2288
栃木 保護観察所	320-0003	栃木県宇都宮市北1-1-11	028-221-3842
群馬 保護観察所	320-0038	栃木県宇都宮市北1-1-11	028-221-3291
群馬 保護観察所	371-0026	群馬県高崎市大町1-1	027-327-2610
さいたま 保護観察所	330-0063	埼玉県さいたま市東区西2-10-58	048-901-9827
千葉 保護観察所	285-8513	千葉県千葉市中央区中央1-11-3	043-204-7791
東京 保護観察所	100-0013	東京都千代田区霞が根1-1-1	03-3997-0120
東京 総合支庁 東部	100-0014	東京都千代田区千代田3	03-3267-4231
東京 保護観察所	231-0001	神奈川県横浜市中区新港1-5-2	045-201-3006
東京 保護観察所	351-8104	新潟県新潟市中央区大町0191	025-222-1531
東京 保護観察所	300-0032	山形県酒田市中町1-11-8	023-236-7144
東京 保護観察所	380-0846	長野県長野市旭町1108	026-234-1993
東京 保護観察所	430-0893	静岡県静岡市東区南町10-4	054-423-1191
東京 保護観察所	430-0002	富山県富山市南町1-1-16	076-471-9620
東京 保護観察所	500-0024	石川県金沢市西3-4-1	076-201-0068
東京 保護観察所	510-0010	福井県福井市南1-1-4	0776-27-0958
東京 保護観察所	500-0812	岐阜県岐阜市南町2-7-2	058-266-2831
名古屋 保護観察所	460-8824	愛知県名古屋市中区三の宮4-3-1	052-351-2849
東京 保護観察所	514-0030	三重県津市南2-1-1	059-231-9971
大阪 保護観察所	520-0044	滋賀県大津市宮内1-1-1	077-244-6963
京都 保護観察所	602-0032	京都府京都市東山区烏丸通今出川南詰駅前254	075-841-5141
京都 保護観察所	640-0008	大阪府大阪市東区南1-4-16	06-6940-2480
徳島 保護観察所	590-0078	大塚市南町南5-2-28	072-221-0037
徳島 保護観察所	650-0016	兵庫県神戸市中央区港1-1-1	078-351-4004
徳島 保護観察所	680-8813	高知県高知市南町1-1	0142-92-0009
徳島 保護観察所	640-8143	秋田県秋田市南2-2番丁2	073-236-2501
徳島 保護観察所	680-8842	高知県高知市南109	087-22-2818
徳島 保護観察所	700-0068	山口県山口市南町1-1-16	083-232-1537
徳島 保護観察所	700-0807	岡山県岡山市北区南1-8-1	086-224-5661
徳島 保護観察所	730-0012	広島県広島市中区上八丁町2-31	083-221-4426
徳島 保護観察所	720-0000	山口県山口市南町1-1-16	083-232-1537
徳島 保護観察所	770-0851	徳島県徳島市東町南1-6-6	089-822-4359
徳島 保護観察所	780-0033	徳島県徳島市南1-4-1	089-822-5445
徳島 保護観察所	820-0071	奈良県奈良市南1-1-1	074-341-9933
徳島 保護観察所	780-0850	高知県高知市南1-1-1	089-822-5118
徳島 保護観察所	810-0073	福岡県福岡市中央区南1-1-1	092-781-0126
徳島 保護観察所	820-0813	福岡県福岡市東区南2-2-3	092-931-8480
徳島 保護観察所	840-0041	佐賀県佐賀市南1-10-20	095-224-4231
徳島 保護観察所	850-0033	高知県高知市南1-1-1	089-822-5176
徳島 保護観察所	860-0071	高知県高知市中央1-1-1-6.3	089-269-9890
徳島 保護観察所	870-8823	大分県大分市南町1-1-1	097-232-2053
徳島 保護観察所	880-0840	高知県高知市南1-1-1	089-822-4346
徳島 保護観察所	900-0022	沖縄県那覇市南1-1-15-15-15	098-224-1656
徳島 保護観察所	900-0022	沖縄県那覇市南1-1-15-15-15	098-224-1645

協力雇用主としてのやりがい

(有)野口石油 代表取締役社長 野口 義弘 さん

野口石油は、「一人ひとりの成長を評価しています。人は誰でも一つは良いところを持っている。それをお互いに認め合える職場にしています。」

それは保護観察少年を雇ってからです。保護費である費用は月に16歳の男子で、無職で保護観察少年から手を始め、保護費が支払われる間は、保護費が手に入る。非行を繰り返さなかったが、本当に誇りができるのは、保護費が支払われるようになった。その誇りが、当時の売りの商品である「ポリマー洗剤」の責任者に成長したことがきっかけ、私に自信を持つことの大切さを教えてくれました。それからは、保護観察所、警察、児童相談所等から相談があれば全て受け入れ、社員30名の半ばは彼らで、相談しています。

新しいカワサキシステム車ですが、彼らのお陰で人手不足を経験したことがなく、経営を助けてもらっています。

この体制から私は、福岡県福岡市東区(就労支援事業推進事務局)に就任して会員の方々と連携し、就労支援事業の発展にも努めています。

協力雇用主として、刑務所出所者等の再犯防止・社会復帰支援にご理解とご協力を!

出典：法務省資料による。

第2章

(2) 各種事業者団体に対する広報・啓発【施策番号8】

警察庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、中小企業庁及び国土交通省は、2018年（平成30年）7月に法務省が開催した、「一般就労と福祉との狭間にある者への就労支援」をテーマとする「平成30年度再犯防止シンポジウム」（【施策番号101】（P113）参照）を後援し、広報・啓発活動を推進した。

また、農林水産省は、協力雇用主の拡大に向け、2014年度（平成26年度）から農林漁業の関係団体等に対して、協力雇用主制度の周知・登録要請等を行っている。2016年度（平成28年度）からは、新規雇用に関する補助事業の説明会等において、個別の事業者に対しても協力雇用主制度の周知・登録要請等を行っている。

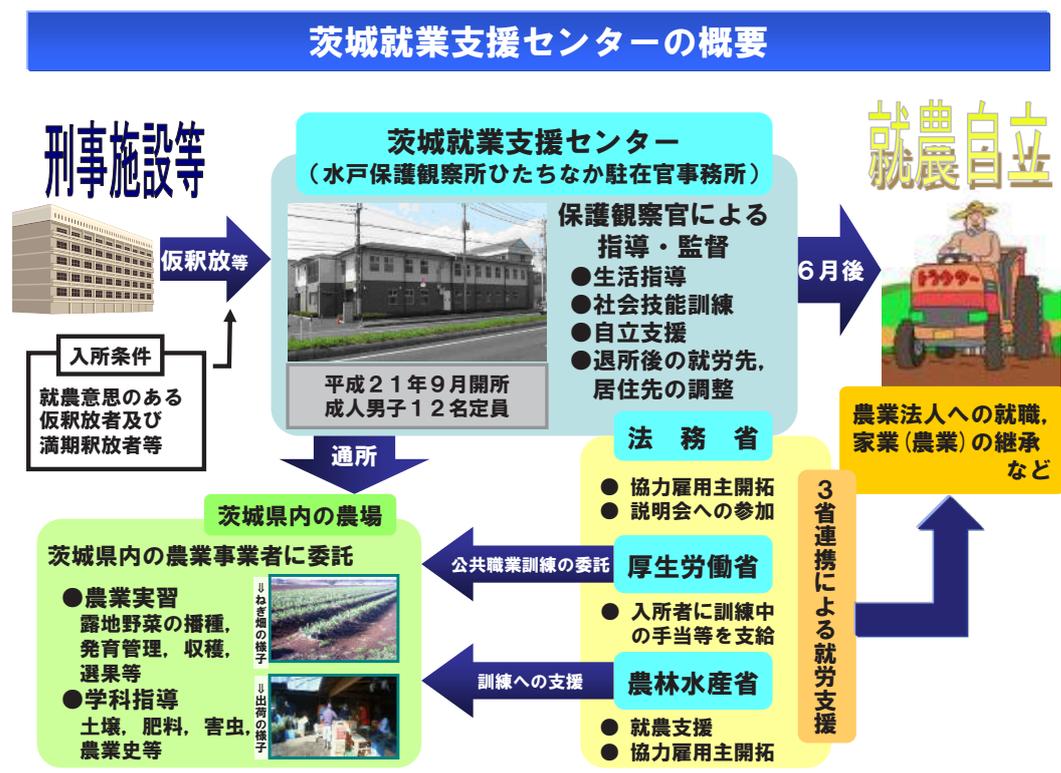
(3) 多様な業種の協力雇用主の確保【施策番号9】

法務省は、2018年（平成30年）から2020年（平成32年）までの間、毎年1月から3月までの3か月を就労支援強化月間と定め、2018年3月に「再犯防止シンポジウム2018」を開催したほか、同年5月、政府インターネットテレビで協力雇用主等を紹介するミニ番組や法務大臣と協力雇用主等の座談会を順次放映するなど、協力雇用主に関する積極的な広報啓発活動の実施や多様な業種の協力雇用主の開拓に向けた取組を行った。

また、保護観察所において、就労支援事業者機構等の関係機関・団体等と連携して、これまで協力雇用主のいない業種を含め多様な業種の協力雇用主の確保に努めている。その中でも、更生保護就労支援事業（【施策番号5ウ】（P24）参照）を実施している21庁の保護観察所においては、民間の就労支援事業所の企業ネットワークを生かした多様な業種の協力雇用主の開拓を行っている。

さらに、法務省及び農林水産省は、2017年度（平成29年度）から、随時意見交換を行うとともに、茨城就業支援センター（資2-9-1参照）で農業訓練を終えた保護観察対象者を雇用した農業法人のヒアリングを行うなど、農業分野における協力雇用主の確保に向けた取組の強化を図っている。

資2-9-1 茨城就業支援センターの概要



出典：法務省資料による。

4 協力雇用主の活動に対する支援の充実

(1) 協力雇用主等に対する情報提供【施策番号10】

法務省は、コレワーク（【施策番号5イ】（P23）参照）において、企業等に対して刑務所出所者等の雇用に関する情報の発信を行っている。また、厚生労働省と連携し、刑務所出所者等の就労支援に係る各種制度を紹介するパンフレットを作成し、協力雇用主等に配布して更なる理解促進に努めている。

保護観察所において、協力雇用主を対象とした研修等を実施し、協力雇用主として承知しておくべき基本的事項や雇用管理上の留意すべき事項について情報提供を行っている。研修においては、雇用事例の提供等を通して、実際に刑務所出所者等を雇用する上でのノウハウや活用できる支援制度、危機場面での対処法等について、協力雇用主が相互に情報交換を行っている。

また、協力雇用主が刑務所出所者等を雇用する上で必要な個人情報については、保護観察所において、当該刑務所出所者等に対し、雇用主への情報提供の必要性を説明し、理解や同意を得た上で提供している。

(2) 協力雇用主の不安・負担の軽減【施策番号11】

法務省は、2006年度（平成18年度）から、刑務所出所者等が雇用主に業務上の損害を与えた場合等に見舞金が支払われる身元保証制度（資2-11-1参照）を実施し、2014年度（平成26年度）から更生保護就労支援事業（【施策番号5ウ】（P24）参照）を実施している。また、2015年度（平成27年度）から刑務所出所者等を雇用して指導に当たる協力雇用主に対して、年間最大72万円を支給する刑務所出所者等就労奨励金制度（資2-11-2参照）を実施するとともに、協力雇用主等に対して矯正施設までの旅費支給を実施するなどし、協力雇用主の不安や負担の軽減を図っている。2017年度（平成29年度）は、身元保証を2,160件、刑務所出所者等就労奨励金の支給を3,632件実施した。

2018年度（平成30年度）には、企業がコレワーク（【施策番号5イ】（P23）参照）に無料で電話相談ができる無料通話回線や、ウェブサイト上から簡便に問い合わせができるフォームを設置するほか、コレワークに刑務所出所者等の雇用について豊富な知見を持つ雇用支援アドバイザーを招へいして就労支援に係る相談会を実施するなど、刑務所出所者等を雇用する企業の不安、負担の軽減と継続的な支援に努めている。

さらに、協力雇用主に対する具体的な支援の充実策を検討するため、アンケート調査（【施策番号4】（P22）参照）を実施し、犯罪をした者等を雇用するに当たっての不安や負担を調査することとしている。

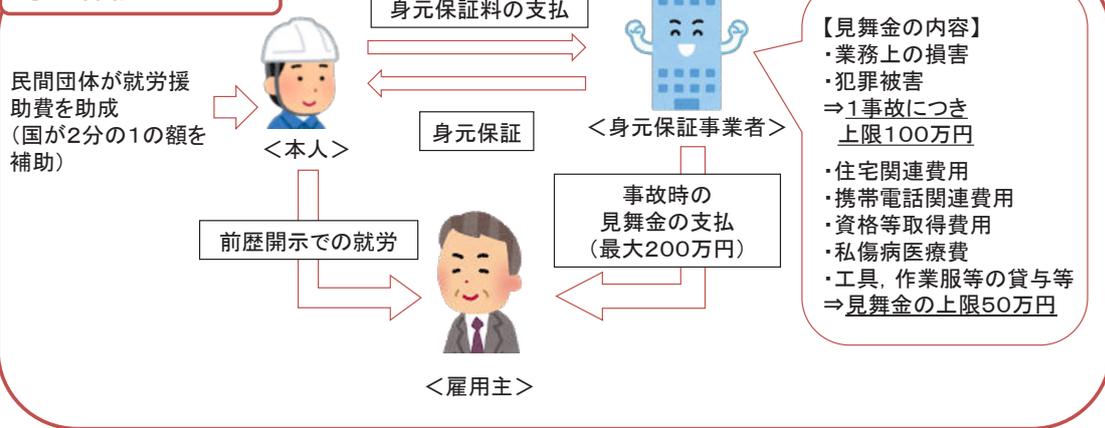
資2-11-1 身元保証制度の概要

身元保証制度

概要

就職時の身元保証人を確保できない保護観察対象者等について、民間事業者が1年間身元保証をし、雇用主に業務上の損害を与えた場合など一定の条件を満たすものについて、損害ごとの上限額の範囲内で見舞金を支払う制度

身元保証のながれ



出典：法務省資料による。

資2-11-2 刑務所出所者等就労奨励金制度の概要

刑務所出所者等就労奨励金

1 安定的で継続的な雇用の場合における就労奨励金の支給

刑務所出所者等が、刑務所・少年院在所中の職業訓練、就労支援等により、出所・退院後速やかに安定的で継続的な就労へ移行することを促すため、奨励金を支給

【支給要件】

- ① 保護観察対象者等（仮釈放者、仮退院者又は満期釈放・退院後の更生緊急保護対象者）を雇用した協力雇用主
- ② 刑務所等在所中からの調整に基づき、出所・退院後速やかに雇用を開始
- ③ 正社員又は1年以上の雇用継続が見込まれること

※短時間労働者（週20時間未満）を除く

【支給額】 最大8万円×1～6か月目、最大12万円×2回（9、12か月目）（最長1年）

2 その他の雇用の場合における就労奨励金の支給

上記以外の保護観察対象者等の雇用の場合も、より継続的な就労を促すため、奨励金を支給

【支給要件】 保護観察対象者等（上記以外の者）を雇用した協力雇用主

【支給額】 最大2万円×1～3か月目、最大4万円×4～6か月目、最大12万円×2回（9、12か月目）（最長1年）

※トライアル雇用奨励金（最長3か月）を受けた後、本雇用に移行する場合、4か月目から適用

出典：法務省資料による。

(3) 住居を確保できない者を雇用しようとする協力雇用主に対する支援【施策番号12】

法務省は、身元保証制度（【施策番号11】(P29) 参照）により、刑務所出所者等が負担する住宅関連費用を事業主が立て替えたまま返済されず未回収となった場合、当該事業主に一部見舞金を支給するなどの支援を行っている。

また、協力雇用主に対する具体的な支援の充実策を検討するため、アンケート調査（【施策番号4】(P22) 参照）を実施し、住居を確保できない者を雇用しようとする際の課題等について調査することとしている。

(4) 協力雇用主に関する情報の適切な共有【施策番号13】

法務省及び厚生労働省は、各府省における協力雇用主に対する支援の円滑かつ適切な実施に資するよう、2018年度（平成30年度）に協力雇用主募集パンフレット（【施策番号7】資2-7-1 (P27) 参照）の内容について見直しを行い、同パンフレットを各府省に配布するとともに、積極的な活用を依頼した。

また、協力雇用主に関する情報を法務省ウェブサイトに掲載し、随時更新や見直しを行っている。

5 犯罪をした者等を雇用する企業等の社会的評価の向上等

(1) 国による雇用等【施策番号14】

法務省及び厚生労働省は、2013年度（平成25年度）から、保護観察を受けている少年を非常勤職員として雇用する取組を行っている。2013年度から2017年度（平成29年度）末までに、法務省46人（うち少年鑑別所38人）、厚生労働省1人の計47人の少年を雇用した。雇用期間中は、少年の特性に配慮しつつ、就労を体験的に学ぶ機会を提供するとともに、必要に応じて少年からの相談に応じる等のサポートを行っている。

(2) 協力雇用主の受注の機会の増大【施策番号15】

法務省は、2015年度（平成27年度）から、法務省が発注する矯正施設の小規模な工事の調達について、協力雇用主の刑務所出所者等の雇用実績を評価する総合評価落札方式による競争入札を実施している。また、小額の随意契約による調達を行う場合には、見積りを求める事業者の選定に当たって、当該契約案件に適した協力雇用主を含めるよう考慮している。

なお、全国の都道府県及び市区町村のうち、120の地方公共団体では入札参加資格の審査に際して、53の地方公共団体では総合評価落札方式における評価に際して、それぞれ協力雇用主としての雇用実績等を評価している（資2-15-1 参照）。

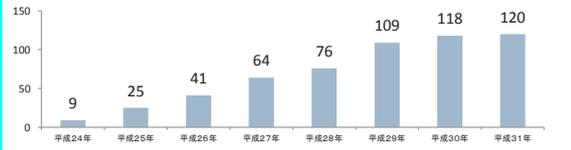
資2-15-1 地方公共団体における協力雇用主支援等の取組について

入札参加資格審査における
優遇措置【120】

総合評価落札方式における
優遇措置【53】

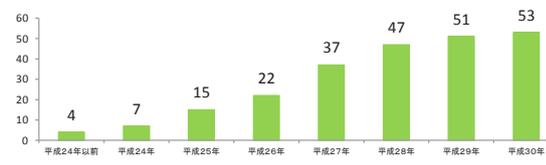
入札参加資格審査又は総合評価落札方式において、協力雇用主として登録している場合、あるいは、協力雇用主として保護観察対象者や更生緊急保護対象者を雇用した実績がある場合に、社会貢献活動や地域貢献活動として加点するもの。

〔平成24年以前から開始〕
岩手県、宮城県、山形県、兵庫県、広島市
〔平成24年から開始〕
群馬県、鹿児島県、山形県上市市、宮崎県都城市
〔平成25年から開始〕
奈良県、山口県、熊本県、山形県天童市、神奈川県海老名市、兵庫県尼崎市、長崎県諫早市、熊本県荒尾市、熊本県八代市、熊本県宇城市、熊本県宇土市、宮崎県日向市、鹿児島県奄美市、鹿児島県鹿屋市、鹿児島県大崎町、鹿児島県曾於市
〔平成26年から開始〕
京都府、福岡県、埼玉県、秋田市、盛岡市、岩手県花巻市、福島県相馬市、群馬県高崎市、栃木県鹿沼市、三重県松阪市、三重県名張市、大阪府箕面市、福岡県北九州市、福岡県春日市、鹿児島県霧島市、鹿児島県薩摩川内市
〔平成27年から開始〕
北海道、石川県、滋賀県、沖縄県、札幌市、山形県新庄市、山形県村山市、栃木県下野市、栃木県小山市、群馬県桐生市、金沢市、岐阜市、岐阜県関市、愛知県豊田市、福井県敦賀市、福井県美浜町、滋賀県大津市、京都府舞鶴市、兵庫県西宮市、福岡県太宰府市、長崎県大村市、熊本市、鹿児島県出水市
〔平成28年から開始〕
和歌山県、長崎県、仙台市、栃木県那須塩原市、石川県珠洲市、石川県河北郡津幡町、大阪府茨木市、神戸市、福岡県糸島市、福岡県宗像市、福岡県直方市、広島県府中市
〔平成29年から開始〕
長野県、富山県、福井県、広島県、北海道函館市、北海道北斗市、北海道釧路市、北海道帯広市、北海道苫小牧市、北海道古小牧市、岩手県大船渡市、山形県米沢市、福島県南相馬市、福島県相馬郡新地町、福島県喜多方市、福島県郡山市、群馬県館林市、埼玉県戸田市、新潟県新潟市、富山県、富山県高岡市、富山県射水市、石川県七尾市、石川県野々市市、石川県輪島市、石川県羽咋郡志保町、滋賀県彦根市、大阪府吹田市、大阪府池田市、香川県丸亀市、香川県善通寺市、熊本県大津町、沖縄県石垣市
〔平成30年から開始〕
岡山市、石川県かほく市、石川県能美市、鳥取県安来市、鹿児島市、神奈川県川崎市、千葉県福島県二本松市、兵庫県明石市
〔平成31年から開始〕
高知県、さいたま市



法務省では、平成27年度から中央省庁では初めて、法務省発注の矯正施設の工事の一部を対象とし、刑務所出所者等を雇用した協力雇用主に対して、総合評価落札方式における加点を開始しました。

〔平成24年以前から開始〕
栃木県、兵庫県、山形県酒田市、広島市
〔平成24年から開始〕
鹿児島県、山形市、福岡県筑紫郡那珂川町
〔平成25年から開始〕
奈良県、千葉県野田市、東京都小平市、神奈川県海老名市、愛知県豊橋市、愛知県田原市、鳥根県益田市、鹿児島市
〔平成26年から開始〕
東京都、秋田市、東京都大田区、千葉県我孫子市、千葉県佐倉市、静岡県、大阪府箕面市
〔平成27年から開始〕
北海道函館市、北海道旭川市、千葉県成田市、神奈川県藤沢市、愛知県豊田市、愛知県刈谷市、愛知県安城市、愛知県小牧市、愛知県半田市、愛知県一宮市、愛知県豊川市、大津市、兵庫県西宮市、山口県下関市、山口県宇部市
〔平成28年から開始〕
北海道、山形県南陽市、静岡県藤枝市、愛知県みよし市、愛知県江南市、愛知県岩倉市、愛知県春日井市、大阪府豊中市、福岡市、福岡県北九州市
〔平成29年から開始〕
北海道室蘭市、岩手県一関市、埼玉県戸田市、神奈川県茅ヶ崎市
〔平成30年から開始〕
宮城県栗原市、兵庫県明石市



平成30年8月28日現在（法務省保護局において把握した取組に限る（実施予定を含む。）。）

出典：法務省資料による。

(3) 補助金の活用【施策番号16】

法務省は、同種の先行事例を参考に、今後、例えば、各府省における補助金事業において、協力雇用主であること等を評価に取り入れることなど、協力雇用主の活動に資する補助金の活用指針について検討することとしている。

(4) 協力雇用主に対する栄典【施策番号17】

法務省は、内閣府の協力を得て、協力雇用主に対する栄典の授与について検討を行い、平成30年秋の褒章において、更生保護事業に寄与した功績により2人の協力雇用主が藍綬褒章を受章した。

6 就職後の職場定着に向けたフォローアップの充実

(1) 就労した者の離職の防止【施策番号18】

法務省は、少年院において、就労した者の離職を防止することを目的に、日本財団が実施している職親プロジェクト^{※4}の参加企業の協力を得て、少年院在院者を対象に職場体験を積極的に実施する取組の試行を2017年度（平成29年度）から開始した。また、退院や仮退院をした者又はその保護者等から、就労に関することを含め、健全な社会生活を送る上での問題について相談を求められた場合において、相当と認めるときは少年院の職員が相談に応じることができる制度（少年院法第146条）を設けている。2017年には退院者等からの相談を558件受け付けた。

少年鑑別所において、地域社会における非行及び犯罪に関する各般の問題について、少年、保護者

※4 職親プロジェクト
日本財団と企業が連携し、少年院出院者や刑務所出所者の更生・社会復帰を就労・教育・住居・仲間作りの面から包括的に支えることで、「誰でもやり直しができる社会」の実現を目指す民間発意の取組。

等からの相談のほか、関係機関からの依頼に基づき情報提供、助言、心理検査等のアセスメント、その他の心理的援助等の各種の専門的支援を行うなど、地域社会のニーズに広く対応している。その一環として、犯罪をした者等に対して、仕事や職場の人間関係の悩み等について相談に応じ、助言を行うなど支援を行っている。

保護観察所において、保護観察対象者等に離職やトラブル等のおそれがあると認める場合、保護観察官が適時適切に当該保護観察対象者等に対する面接指導等を行い、就労した者の離職の防止に努めている。また、2012年（平成24年）1月から、東日本大震災による被災が特に甚大であった岩手県、宮城県及び福島県について、更生保護被災地域就労支援対策強化事業（【施策番号5ウ】資2-5-4（P24、25）参照）を実施しており、刑務所出所者等に対し、職場定着を実現するための支援及び就労を継続するために必要な住まい探し等の定住支援を併せて行っている。2017年度は、職場定着支援を72件、定住支援を30件実施した。

厚生労働省は、ハローワークにおいて、就職した支援対象者や雇用した協力雇用主に対して、必要な相談・助言等を行い、離職を防止するための支援を行っている。

（2）雇用した協力雇用主に対する継続的支援【施策番号19】

法務省は、少年院において、少年院法第146条（【施策番号18】参照）に基づき、少年院を出院した者を採用した協力雇用主等からの相談を受け付けている。2017年（平成29年）には協力雇用主等以外の事業者からの相談も含め558件の相談を受け付けた。

コレワークにおいて、協力雇用主への継続的支援を行っている（【施策番号5イ】（P23）参照）。

保護観察所において、協力雇用主が保護観察対象者等を雇用した場合は、その後のフォローアップとして、必要に応じ、保護観察官が当該協力雇用主のもとを訪問するなどし、保護観察対象者等の就業状況を把握するとともに、協力雇用主の相談等に応じている。また、更生保護被災地域就労支援対策強化事業（【施策番号18】参照）においても、協力雇用主に対し、職場定着を実現するための支援を行っている。加えて、協力雇用主に対する具体的な支援の充実策を検討するため、アンケート調査（【施策番号4】（P22）参照）を実施し、犯罪をした者等の雇用に伴う不安や負担を調査することとしている。

ハローワークの取組は【施策番号18】を参照。

（3）離職した者の再就職支援【施策番号20】

法務省は、保護観察所において、離職した保護観察対象者に対し、保護観察官が面接指導等により再就職を促すなどしており、特に、更生保護就労支援事業（【施策番号5ウ】（P24）参照）を実施している21庁においては、就職活動に対する支援が必要と認められる保護観察対象者等に対し、保護観察所から委託を受けた更生保護就労支援事業所がきめ細かな就職活動支援を行っている。

厚生労働省は、ハローワークにおいて、支援対象者が離職して再び就職に向けた支援を行う必要がある場合は、速やかに再就職ができるよう職業相談・職業紹介等を行っている。

7 一般就労と福祉的支援の狭間にある者の就労の確保

（1）受刑者等の特性に応じた刑務作業等の充実【施策番号21】

法務省は、受刑者に従事させる刑務作業について、単純な軽作業から高度な機械操作を要する作業まで、幅広い種類の作業の中から本人の資質、能力及び就労歴等を考慮した上で指定している。刑事施設においては、より多くの作業内容から選定できるよう、様々な業種の民間企業に対する受注活動を行っている。また、高齢等により一般の就業が困難な者については、工場内をバリアフリーとするほか、作業時間を短縮するなどの配慮を行った上で、軽作業等を指定している。

(2) 障害者・生活困窮者等に対する就労支援の活用【施策番号 22】

法務省及び厚生労働省は、保護観察官、ハローワーク職員から構成される就労支援チームを設置して、保護観察対象者等に対する就労支援を実施している。障害者、生活困窮者等についても個々の障害や困窮の程度に応じて必要かつ適切な支援を検討・実施している。

法務省は、矯正施設在在所者のうち障害等により就労が困難な者に対し、2014年度（平成26年度）から社会内で利用できる就労支援制度を紹介するためのリーフレット（資2-22-1参照）を配布している。2018年度（平成30年度）は、少年院在院者に対しても配布し、延べ5,375部の配布を予定している。

厚生労働省は、障害を有している犯罪をした者等が、就労意欲やその程度等に応じた希望する就労が実現できるよう、引き続き、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型事業（以下「就労系サービス」という。資2-22-2参照。）に取り組んでいる。

そうした中で、障害福祉サービス事業所が矯正施設出所者や医療観察法^{※5}に基づく通院医療の利用者等である障害者（以下「矯正施設出所者等である障害者」という。）を受け入れるに当たっては、①きめ細やかな病状管理、②他者との交流場面における配慮、③医療機関等との連携など手厚い専門的な対応が必要であるため、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において、「社会生活支援特別加算」を創設した。同加算では、訓練系、就労系サービス事業所において、精神保健福祉士等の配置により矯正施設出所者等である障害者を支援していること、又は病院等との連携により精神保健福祉士等が事業所を訪問して矯正施設出所者等である障害者を支援していることを報酬上評価して、受入れの促進を図ることとしている。

また、複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、包括的な支援を行う生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）においても、一般の企業等への就労が困難な犯罪をした者等に対する就労支援が可能であり、同法に基づく就労準備支援事業（資2-22-3参照）や就労訓練事業（資2-22-4参照）により、個々の状態像に合わせた個別の支援を展開している。

さらに、生活困窮者の一層の自立を促進するため、第196回国会で成立した生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）による改正後の生活困窮者自立支援法において、福祉事務所設置地方公共団体の任意事業である就労準備支援事業について、その実施を努力義務としたほか、対象者の年齢要件を撤廃し65歳以上も利用可能とすること等により、多様化する就労支援ニーズをとらえた事業の実施を図っている。

資2-22-1 就労支援制度の紹介のリーフレット



出典：法務省資料による。

※5 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）

資 2-22-2 就労系障害福祉サービスの概要

障害者総合支援法における就労系障害福祉サービス

	就労移行支援事業 (規則第6条の9)	就労継続支援A型事業 (規則第6条の10第1項)	就労継続支援B型事業 (規則第6条の10第2項)
事業概要	通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者に対して、①生産活動、職場体験等の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、②求職活動に関する支援、③その適性に応じた職場の開拓、④就職後における職場への定着のために必要な相談等の支援を行う。 (標準利用期間:2年) ※ 必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新可能	通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。 (利用期間:制限なし)	通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。 (利用期間:制限なし)
対象者	① 企業等への就労を希望する者 ※平成30年4月から、65歳以上の者も要件を満たせば利用可能。	① 移行支援事業を利用したが、企業等の雇用につけつかなかった者 ② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用につけつかなかった者 ③ 就労経験のある者で、現に雇用関係の状態にない者 ※平成30年4月から、65歳以上の者も要件を満たせば利用可能。	① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者 ② 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者 ③ ①及び②に該当しない者で、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者
報酬単価	500～1,089単位/日 <定員20人以下の場合> ※定員規模に応じた設定 ※就職後6月以上の定着率が高いほど高い報酬	322～615単位/日 <定員20人以下、人員配置7.5:1の場合> ※利用定員、人員配置に応じた設定 ※平均労働時間が長いほど高い報酬	562～645単位/日 <定員20人以下、人員配置7.5:1の場合> ※利用定員、人員配置に応じた設定 ※平均工賃月額が高いほど高い報酬
事業所数	3,421事業所 (国保連データ平成30年3月)	3,767事業所 (国保連データ平成30年3月)	11,601事業所 (国保連データ平成30年3月)
利用者数	33,780人 (国保連データ平成30年3月)	69,037人 (国保連データ平成30年3月)	239,635人 (国保連データ平成30年3月)

出典：厚生労働省資料による。

資 2-22-3 就労準備支援事業の概要

就労準備支援事業について

事業の概要

- 生活リズムが崩れている等就労に向け準備が必要な者を対象として、一般就労の準備としての基礎能力の形成に向けて、最長1年間の集中的な支援を実施。(平成27年4月施行の生活困窮者自立支援法により創設)

支援の内容

- 対象者の様々な状態像に応じて、多様な支援メニューを組み合わせたプログラムを作成。
- プログラムにより、一般就労に向けて、計画的かつ一貫した支援を実施。

対象者の様々な状態像

- 決まった時間に起床・就寝できない等、生活習慣の形成・改善が必要
- 他者との関わりに不安を抱えており、コミュニケーション能力などの社会参加能力の形成・改善が必要
- 自尊心や自己有用感を喪失している
- 就労の意思が希薄・就労に関する能力が低い等

様々な状態像に対応できる多様な支援メニュー

- 日常生活自立、社会生活自立、就労自立の3つの自立段階を想定した多様な支援メニューによる支援。(対象者の様々な状態像をカバーできる事業の幅が必要)
- 通所、合宿等の様々な形態で実施。
- (多様な支援メニューの例)
・ ワークショップ ・ セミナー ・ グループワーク ・ 職場見学 ・ 就労体験 ・ 模擬面接
・ 応募書類作成指導 ・ キャリアコンサルティング ・ ボランティア活動への参加
・ 就農訓練事業(平成28年4月より開始)
・ 福祉専門職との連携支援事業(平成29年4月より開始) 等

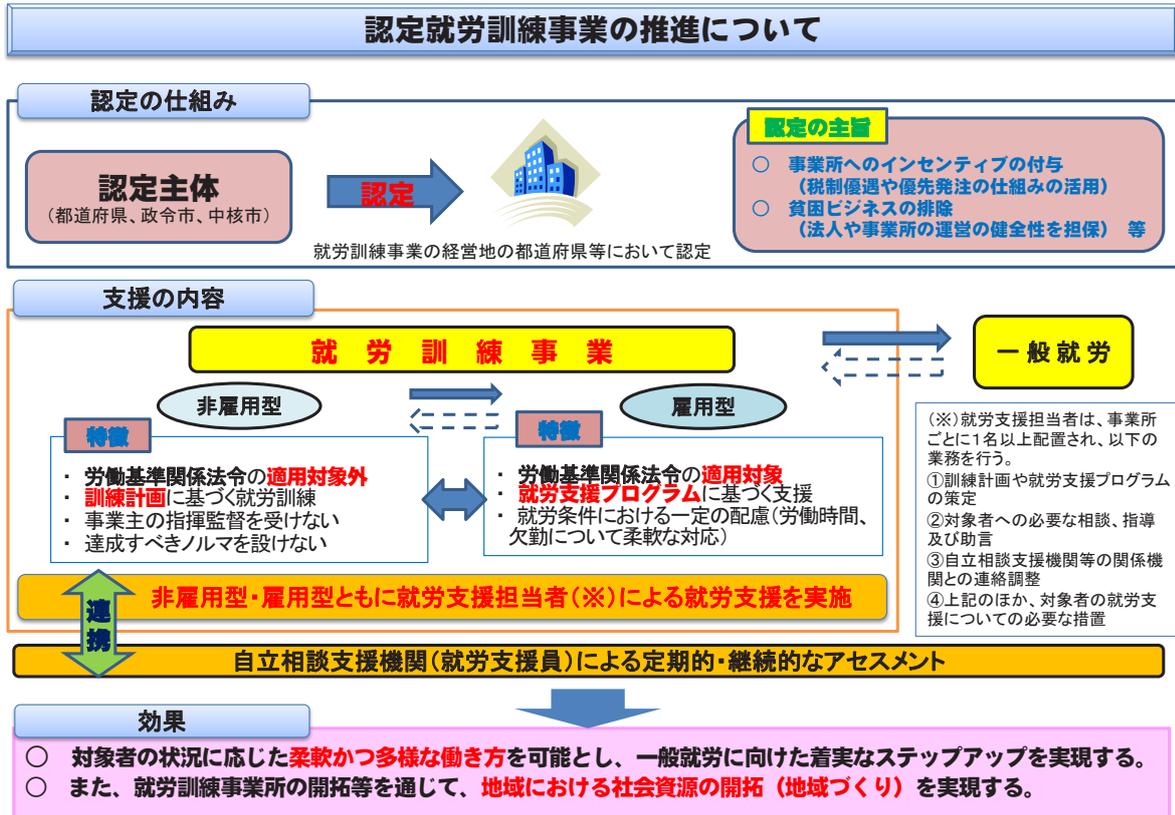


効果

- 一般就労の準備としての基礎能力の習得により、一般就労に向けたステップアップを図ることができる。

出典：厚生労働省資料による。

資2-22-4 就労訓練事業の概要



出典：厚生労働省資料による。

(3) ソーシャルビジネスとの連携【施策番号23】

法務省は、全国の保護観察所と労働市場で不利な立場にある人々のための雇用機会の創出・提供に主眼を置いてビジネス展開を図る、いわゆる「ソーシャル・ファーム」との連携を進めている。2018年(平成30年)5月末現在、全国124団体との間で、雇用や受入れなどの連携を実施している。また、2013年度(平成25年度)から、いわゆる「ソーシャル・ファーム」と保護観察所との間で「ソーシャル・ファーム雇用推進連絡協議会」を開催し、相互理解を深めるとともに、一般就労と福祉との狭間にある者への就労支援について協議を行っている。2017年度(平成29年度)は6回開催した。こうした中で、協力雇用主への登録に理解を示すソーシャル・ファームについては、協力雇用主としての登録も促している。

なお、2018年度から、ソーシャルビジネスを運営する企業の視察等を通じ、矯正施設とソーシャルビジネスとの連携の在り方等についての検討も進めている。

さらに、再犯防止シンポジウム(【施策番号101】(P113)参照)において、障害者雇用における農福連携の取組や、ソーシャル・ファームの取組事例などを紹介し、ソーシャルビジネスとの連携を推進した。



認定特定非営利活動法人全国就労支援事業者機構

認定特定非営利活動法人全国就労支援事業者機構

認定特定非営利活動法人全国就労支援事業者機構（以下「全国機構」という。）は、治安の確保による恩恵は社会全体にもたらされるものであり、犯罪をした人等の就労の確保は、一部の善意の篤志家だけでなく、経済界全体の協力と支援により成し遂げられるべきとの趣旨から、2009年（平成21年）に中央の経済諸団体（日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国商工会連合会及び全国中小企業団体中央会）や大手企業関係者が発起人となり設立された法人です。全国50か所（各都府県に1か所、北海道に4か所）には、地方単位の都道府県就労支援事業者機構（以下「都道府県機構」という。）も設置されています。

全国機構の会長は、歴代の日本経済団体連合会の会長が就任し、一種会員（経済・事業者団体）、二種会員（事業者）、三種会員（都道府県機構）及び四種会員（事業者以外の個人、法人、団体）からなる正会員と賛助会員で構成されています。

全国機構では、各都道府県機構が実施する①協力雇用主の開拓、②刑務所出所者等を雇用する企業への助成、雇用継続のための相談支援や研修、③刑務所出所者等の求職活動や就労自立の支援等の事業に対する助成を行っています。また、直接の事業として、①就職に際し連帯保証人を得られない人に対する身元保証の引受け、②職業訓練受講者に対する求職活動費及び就労準備費の助成、③農業分野やソーシャルビジネス等における刑務所出所者等の就労の場の開発、④刑務所出所者等と企業との出会いの場の提供（就職セミナー、職場体験、事業所見学など）を実施しています。これらの事業の経費には、会員からの会費や協力団体による寄付が充てられています。

全国機構は、経済界全体として再犯防止に協力する初めての組織であり、事業者の立場から安全安心な社会づくりに貢献することが期待されています。



農業分野における就労支援をテーマとしたフォーラムの様子
【写真提供：全国就労支援事業者機構】

神奈川県就労支援事業者機構の特色ある取組

都道府県機構の一つである特定非営利活動法人神奈川県就労支援事業者機構（以下「神奈川県機構」といいます。）は、法務省から委託を受け、更生保護就労支援事業を展開してきました。更生保護就労支援事業は、就労支援の対象となる刑務所出所者等（以下「支援対象者」という。）に対するマンツーマンでの仕事探しのサポート、事業主に対する支援対象者への業務上の指導方法等に関する助言、協力雇用主となる事業者の拡大のための活動等を業務内容としています。

また、神奈川県機構では、神奈川県から職場定着支援事業（神奈川県刑務所出所者等就労支援事業）を受託しています。この職場定着支援事業は、更生保護就労支援事業で就職が決定した支援対象者のうち、職場定着支援を受けることに同意した人について、定期的な職場訪問等を行い、さまざまな相談に応じるなどして支援対象者が職場環境に適應できるようにサポートしたり、トラブルやその予兆が認められた場合の対応方法等について雇用主に助言を行うことなどを内容としています。

これらの支援の結果、なかなか就労先を見付けることができなかった人や、それまで短期間での離転職を繰り返していた人が就職し、また、就労を継続して社会復帰を果たしてきました。

2018年（平成30年）8月からは、神奈川県機構は、厚生労働大臣から職業安定法第33条第1項の許可を受けて、無料職業紹介事業を行うことができることになりました。これにより、神奈川県機構の就労支援は、ますます支援対象者と協力雇用主の双方のニーズにかなった、機動的かつ効果的なものになることが期待されています。

第2節 住居の確保等

1 矯正施設在所中の生活環境の調整の充実

(1) 帰宅先確保に向けた迅速な調整【施策番号24】

法務省は、更生保護法（平成19年法律第88号）の一部改正により、2016年（平成28年）6月から、保護観察所が行う受刑者等の釈放後の生活環境の調整^{※6}の充実を図っている。具体的には、生活環境の調整に対する地方更生保護委員会の関与を強化し、地方更生保護委員会が、矯正施設収容後の早期の段階から受刑者等に対し帰宅先等に関する調査を行うなどした上で、保護観察所に対して指導・助言・連絡調整を行い、保護観察所はこれを踏まえて、例えば薬物依存がある受刑者等に対し、薬物依存からの回復支援等を受けることができる場所への帰宅を調整するなど、適切な帰宅先を迅速に確保するための取組を行っている。2017年（平成29年）は、地方更生保護委員会において、受刑者等に対する帰宅先等に関する調査として、2,446件の面接調査が行われた。

(2) 受刑者等の親族等に対する支援【施策番号25】

法務省は、刑事施設において、受刑者の改善更生と円滑な社会復帰に資するよう、受刑者と親族や雇用主等との外部交通（面会、信書の発受及び電話等による意思連絡）の適切な運用に努めている。

少年院において、保護者に対し、在院者に対する教育方針や教育内容・方法、社会復帰に向けた支援の実施などへの理解と協力を得るため、在院者の処遇に関する情報提供、少年院の職員による面接の実施、少年院で実施する活動への参加の依頼等を行っている。2017年（平成29年）は、延べ1,044回の保護者会が実施され、延べ4,902人の保護者が参加した。また、保護者の矯正教育^{※7}への理解を促進し、職員と協働して在院者の有する問題及び課題を解決するために努力する意欲を向上させること、在院者との相互理解を深めさせること、在院者を監護する役割についての認識を深めさせることを目的として、保護者参加型プログラムを実施している。2017年は、各種行事への参加や、非行問題に関する親子講座等、延べ327回の保護者参加型プログラムが実施され、延べ3,276人の保護者が参加した。

保護観察所において、受刑者等の出所後の生活環境の調整の一環として、受刑者等の親族等に対し、受刑者等の改善更生を助けることへの理解や協力を求めるとともに、相談に応じたり、支援機関の情報提供をしたりするなど、必要に応じた支援を実施している。例えば、薬物依存がある受刑者等の家族に対しては、薬物依存についての知識、本人との接し方、他の関係機関や民間団体からの支援にはどのようなものがあるかといった助言などを行うため、引受人・家族会^{※8}を開催している。2017年度においては、引受人・家族会を235回実施し、2,513人の引受人や家族が参加した。

※6 生活環境の調整

受刑者等の出所後の帰宅予定地を管轄する保護観察所が、保護観察官や保護司が引受人等と面接するなどして、帰宅予定地の状況を調査し、住居、就労先等が改善更生と社会復帰にふさわしい生活環境となるよう調整するもの。調整結果に基づき、仮釈放等審理が行われるほか、受刑者等の仮釈放後の保護観察が行われる。

※7 矯正教育

少年院が、保護処分又は刑の執行として、在院者の犯罪的傾向を矯正し、並びに在院者に対し、健全な心身を培わせ、社会生活に適応するのに必要な知識及び能力を習得させるために行う体系的かつ組織的な指導。

※8 引受人・家族会

保護観察所は、規制薬物等に対する依存がある生活環境調整対象者又は保護観察対象者の引受人や家族が薬物依存に関する正確な知識を持ち、薬物依存当事者に対して適切に対応する方法を身に付けることや、支援機関等の情報を得て家族等自身が必要な支援を受けることができるようになることなどを目的として、医療・保健・福祉機関や自助グループ等と連携して薬物依存者の家族等を対象として定期的に引受人・家族会を実施している。

2 更生保護施設等の一時的な居場所の充実

(1) 更生保護施設における受入れ・処遇機能の充実【施策番号26】

更生保護施設（コラム2（P42）参照）は、主に保護観察所からの委託を受けて、住居がなかったり、頼るべき人がいないなどの理由で直ちに自立することが難しい保護観察対象者や更生緊急保護^{※9}の対象者を受け入れて、宿泊場所や食事の提供をするほか、社会復帰のための就職援助や生活相談等を行う施設である。

2018年（平成30年）6月現在、全国に103の施設があり、更生保護法人により100施設が運営されているほか、社会福祉法人、特定非営利活動法人及び一般社団法人により、それぞれ1施設が運営されている。その内訳は、男性のみ受け入れている施設が88、女性のみ受け入れている施設が7、男女とも受け入れている施設が8となっている。収容定員の総計は2,385人であり、男性が成人1,879人と少年321人、女性が成人134人と少年51人である。

2017年度（平成29年度）の委託実人員は7,722人（そのうち、新たに委託を開始した人員は6,279人）、延べ人員は59万1,011人であった。

法務省は、刑務所出所者等がそれぞれの問題性に応じた支援を受けられるよう、更生保護施設のうち一部を、高齢・障害者等を積極的に受け入れる指定更生保護施設や、薬物依存からの回復を支援する薬物処遇重点実施更生保護施設に指定し、これらの指定する施設を拡大すること等により更生保護施設の受入れ及び処遇機能の充実を図っている（指定更生保護施設については【施策番号37】（P45）を、薬物処遇重点実施更生保護施設については【施策番号46】（P55）を参照）。

(2) 更生保護施設における処遇の基準等の見直し【施策番号27】

法務省は、保護観察対象者等が抱える問題の複雑化など、近年の更生保護事業を取り巻く状況の変化を踏まえた今後の更生保護事業に関する検討を行うため、2018年度（平成30年度）に学識経験者等を構成員とする有識者による検討会を開催するなどし、高齢者、障害のある者、薬物依存症者等を含めた更生保護施設入所者の特性に応じた支援の在り方や更生保護施設における処遇の在り方といった処遇の基準等の見直しに向けた検討を行っている（【施策番号95】（P105）参照）。

(3) 自立準備ホームの確保と活用【施策番号28】

法務省は、社会の中に多様な居場所を確保する方策として、2011年度（平成23年度）から、「緊急的住居確保・自立支援対策」（資2-28-1参照）を実施している。これは、更生保護施設以外のあらかじめ保護観察所に登録された民間法人・団体等に、保護観察所が、保護観察対象者等に対する宿泊場所や食事の提供、生活指導（自立準備支援）を委託するものである。この宿泊場所を自立準備ホームと呼ぶ。2018年（平成30年）4月現在の登録事業者数は395事業者であり、その内訳は、特定非営利活動法人が138、会社法人が93、宗教法人が46、その他が118となっており、多様な法人・団体が登録されている。2017年度（平成29年度）の委託実人員は1,547人（そのうち、新たに委託を開始した人員は1,344人）、延べ人員は9万9,540人であった。

※9 更生緊急保護

保護観察所が、満期釈放者、保護観察に付されない全部執行猶予者及び一部執行猶予者、起訴猶予者等について、親族からの援助や、医療機関、福祉機関等の保護を受けることができない場合や、得られた援助や保護だけでは改善更生することができないと認められる場合、その者の申出に基づいて、食事・衣料・旅費等を給与し、宿泊場所等の供与を更生保護施設に委託したり、生活指導・生活環境の調整などの措置を講ずるもの。刑事上の手続等による身体の拘束を解かれた後6月を超えない範囲内（特に必要があると認められるときは、更に6月を超えない範囲内）において行うことができる。

資2-28-1 緊急的住居確保・自立支援対策の概要

緊急的住居確保・自立支援対策(自立準備ホーム)の概要

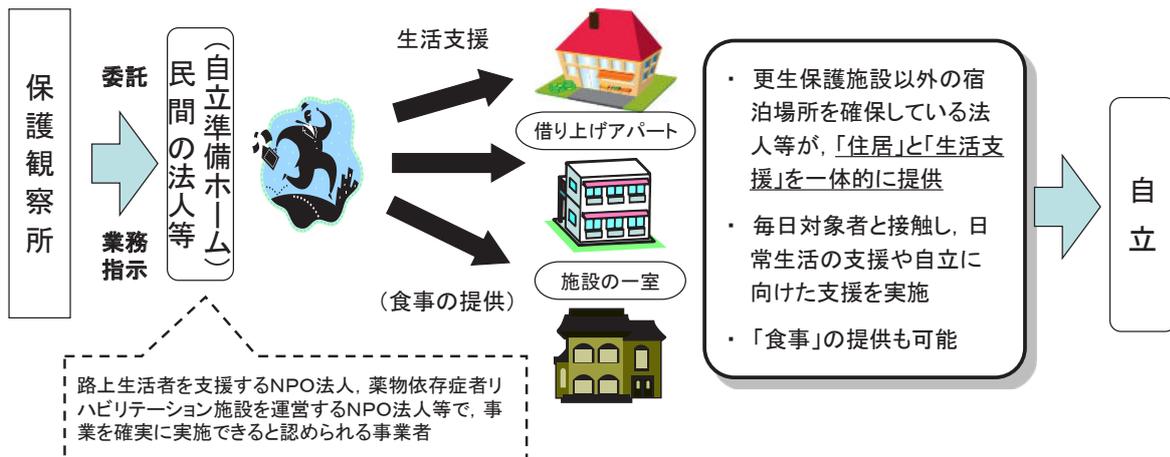
更生保護施設

- 更生保護施設は、生活基盤が確保できない刑務所出所者等の最後の砦
- 一方で、行き場のない刑務所出所者等は多数に上っており、多様な受皿を確保することが必要



新たな仕組みが必要

緊急的住居確保・自立支援対策



出典：法務省資料による。

3 地域社会における定住先の確保

(1) 住居の確保を困難にしている要因の調査等【施策番号29】

法務省は、犯罪をした者等の中には地域社会に適切な定住先を確保できない者がいるという課題を踏まえて、2018年度（平成30年度）に更生保護施設や社員寮を提供している協力雇用主等に対してアンケート調査（【施策番号4】（P22）参照）を実施するなどして、犯罪をした者等の住居の確保を困難にしている要因について調査することとしている。それらの結果を踏まえて、身元保証制度（【施策番号11】（P29）参照）の在り方の見直しや、必要な施策の検討を行うこととしている。

(2) 住居の提供者に対する継続的支援の実施【施策番号30】

法務省は、2018年（平成30年）1月及び3月に、公営住宅の事業主体である地方公共団体から相談があった際には、その相談内容を踏まえて保護観察対象者等に指導及び助言を行うことや、身元保証制度（【施策番号11】（P29）参照）の活用事例を情報提供等するよう更生保護官署（地方更生保護委員会及び保護観察所）に対して周知し、保護観察対象者等であることを承知して住居を提供する者に対する継続的支援を行っている。

(3) 公営住宅への入居における特別な配慮【施策番号31】

国土交通省は、2017年（平成29年）12月に、各地方公共団体に対して、保護観察対象者等が住宅に困窮している状況や地域の実情等に応じて、保護観察対象者等の公営住宅への入居を困難としている要件を緩和すること等について検討するよう要請した。また、併せて、矯正施設出所者が該当する可能性が高い「著しく所得の低い世帯」は、公募が原則である公営住宅において、特に居住の安定

確保が必要な者として、各事業主体の判断により、抽選倍率を優遇するなどの優先入居の取扱いが可能であることを踏まえ、「著しく所得の低い世帯」を優先入居の対象とすることについても適切な対応を要請した。

(4) 賃貸住宅の供給の促進【施策番号32】

法務省は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）に基づき、犯罪をした者等のうち、同法第2条第1項が規定する住宅確保要配慮者^{※10}に該当する者に対して、個別の事情に応じ、賃貸住宅に関する情報の提供及び相談を実施している。

また、2012年（平成24年）1月から、東日本大震災による被災が特に甚大であった岩手県、宮城県及び福島県について、更生保護被災地域就労支援対策強化事業（【施策番号18】（P32）参照）として、定住先が円滑に確保できない保護観察対象者等に対し、定住を実現するための支援を行っている。

(5) 満期出所者に対する支援情報の提供等の充実【施策番号33】

法務省は、刑事施設において、出所後の社会生活で直ちに必要となる知識の付与等を目的として、講話や個別面接等を行い釈放前の指導を実施している。特に、適当な帰住先を確保できないまま刑期を終え、満期出所となる受刑者の再犯を防止するため、同指導において、更生緊急保護（【施策番号26】（P39）参照）の制度や、社会保障等の社会における各種手続についての知識をそうした受刑者に伝えている。

また、保護観察所において、帰住先を確保できないまま満期出所した更生緊急保護対象者に対して、更生保護施設等への委託をするほか、必要に応じて保健医療・福祉関係機関等の地域の支援機関等についての情報の提供を行うなどして、一時的な居場所の提供や地域社会における定住先の確保のための取組の充実を図っている。2017年（平成29年）は、更生保護施設及び自立準備ホームに対して、2,457人の満期出所者への宿泊場所の提供などを委託し、これらの者の一時的な居場所を確保した。

※10 住宅確保要配慮者
低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を養育している者、保護観察対象者等

Column
2

女性の更生保護施設における「生きづらさ」への支援

更生保護法人静修会荒川寮施設長 福田 順子

刑務所から釈放された人などで身寄りがなかったり、社会生活上の問題があるなどの理由で適当な住居がない人たちがいます。更生保護施設は、そのような人たちに宿泊場所や食事を提供するだけでなく、自立更生に必要な生活指導等を行うことにより、円滑な社会復帰を支援する民間の施設です。明治期に民間篤志家が始めた免囚保護事業が更生保護施設のはじまりといわれています。

東京の下町にある静修会荒川寮は定員20名の女性専用の更生保護施設です。入所者の多くがアルコール・薬物・ギャンブル・人間関係などの何らかのアドイクション（依存症）の問題を背景とした「生きづらさ」を抱えています。近年、クレプトマニア（窃盗症）や摂食障害等による万引きを繰り返す入所者も増えています。こうしたさまざまな依存症の問題を抱えた女性に対する荒川寮の取組を御紹介します。

「女性の健康を考える会」について

薬物事犯者の増加に伴い、2000年（平成12年）から入所者全員を対象に、依存症を中心とした酒害・薬害教育プログラムを開始しました。外部の専門家（精神科医師、保健師、臨床心理士、弁護士、婦人科医師、アサーティブトレーナー（コミュニケーションスキルの指導者）等）による講義やグループワークを実施しています。講師は全て、地域の「社会資源」であり、関係機関とのネットワークづくりを円滑なものにしています。外部協力者である精神科医師の助言を受けて、「女性の健康を考える会」と名付けましたが、このネーミングには、入所者が自分の身近な健康問題に絡めて「依存症」を考えてもらえるようにとの思いを込めています。

ピアサポート（仲間を支える）による回復プログラム

2001年（平成13年）からは、近隣のダルクの女性スタッフを招いて個別面接を中心とした「薬物対象者処遇プログラム」を実施しています。このプログラムでは、「薬物依存症からの回復」について実体験を話してもらい、NA（ナルコティクス・アノニマス）ミーティングの会場等の情報提供を受け、入所者がミーティングに参加する際ダルクスタッフに同行してもらうこともあります。

また、同じく2001年からは、女性の更生保護施設では初めてAA（アルコホーリクス・アノニマス）の女性メンバーの協力を得てミーティングを開始しました。現在は「アドイクションミーティング」として、摂食障害、ゲームやネット依存、盗癖やアルコール・薬物依存など様々な依存症や重複する嗜癖問題について、職員がファシリテーターとしてグループミーティングを実施しています。当施設の退所者もAAメンバーとして参加することがあります。2007年（平成19年）からは、ギャンブル依存の問題のある入所者と回復者との面接も始め、現在、退所者も回復者として経験等を伝えるようになりました。最近では、「自分の問題を考えるワークブック」を使用して、退所後もプログラムを継続できるよう動機付けをしています。

現在、これらのアドイクション関連のプログラムを「女性の健康を考える処遇プログラム」と総称して実施しています。地域生活に向けた「社会資源」を活用した取組として、自助グループや福祉・医療機関等と連携をとることにより、様々な問題を抱えた入所者への処遇の輪が広がっていきました。

回復者と出会い、ピアサポートを知る機会を持つことで回復が信じられるようになったという人も少しずつですが増えてきました。彼女たちの「生きづらさ」に寄り添い、変わる「きっかけ」をつくれるように支援していきたいと思います。



外部の専門家によるグループワークの様子
【写真提供：静修会荒川寮】